

しらねやすひろ
白根靖大

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文博第42号
学位授与年月日 平成8年11月7日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻 東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程)
国史学専攻
学位論文題目 中世前期王朝社会と院政の研究
論文審査委員 (主査)
教授 羽下徳彦 教授 安田二郎
教授 今泉隆雄

論文内容の要旨

序章

本論文は、中世前期の公家社会について、院政を軸に論究するものである。院政をめぐる研究は、二つの時期に大別して整理することができる。一つは、平安時代末期の白河院政から鎌倉時代初期の後鳥羽院政までを対象にした研究で、この時期を指して院政期と呼んでいる。いま一つは、鎌倉時代中・後期の院政を扱ったもので、具体的には院政が制度的に確立したとされる後嵯峨院政以降になる。一般的に、院政といえば前者を思い浮べるように、研究史においてもリードしているのは院政期である。

院政は、子息に譲位するなどして天皇を退いた上皇(法皇)が、天皇の父ないし天皇家の家長として実権を揮う政治形態だが、同時に全国から寄進を受けた最大の荘園領主でもあり、政治的にも社会的にも権門の頂点に位置していた。朝廷においては、人事権を掌握して院近臣と呼ばれる側近を国政機構に送り込み、彼らを通して自らの意思を国政に反映させていた。よって、政治構造としては、従来の国政機構=天皇—太政官機構を動かすことが基本であり、こうして専制的な院政が展開されたのである。

一方では、鎌倉中期の後嵯峨院政が院政の制度的確立と評価されている。具体的には、院評定制という常設の会議や院伝奏制という取次機関が設置され、院政独自のポストが充実していった点や、ほかに、訴訟制度の整備などが明らかになっている。政治制度としての院政をいうならば、むし

るこちらの時期の方が脚光を浴びなければならない。そして、鎌倉時代の公家政治は「天皇——太政官政」と「院政——親政」の二重構造というのが通説となっている。

こうした研究状況を踏まえて、白河院政から鎌倉後期の院政までの、院政が実質的意味を持ったと考えられる時期全体を見通した研究の必要性が唱え出されている。本論文もかかる視角を継承し、専制的な院政（院政期）から制度化された院政（鎌倉中・後期）への転換を明らかにするものである。これは、院政を一時期の権力体としてのみならず、中世前期の公家社会においてとられた政治形態ととらえ、さらに、それが公家集団の社会秩序を規定する体制となったところまでを総合的に見ようという狙いがある。ひいては、公家社会に限定されるが、天皇と上皇（以下、「院」と呼んでいく）が並立する状況での王権の問題にもつながるという見通しをもっている。

前述のように、院政期と鎌倉中・後期とは、院政の性格が異なっている。ならば、専制君主としての院と制度化された院政における院とは、その立場に違いがあったという推測が成り立つ。院政の制度化を追うことは、院の立場の変化をも明らかにする。そして、こうした中世的院政の究明は、中世的公家社会の形成を解くことにもつながるのである。以上を基本姿勢として、武家に比べたら遅れていると言わざるをえない、中世前期の公家社会を論じていく。

第一部 院政の機構論的研究

第1章 院政の諸段階における院司の存在意義——院政期～鎌倉後期を通して——

この章では、院政の家政機構＝院庁の構成員である院司を取り上げ、院政期から鎌倉後期までの範囲でその存在意義を論じた。その結果、白河～後白河（11世紀末～12世紀末）、後鳥羽～後嵯峨（13世紀初～後）、両統迭立（13世紀末～14世紀末）という諸段階を設定できること、院司はそれぞれの時期でもつ意味が違っていったことなどが明らかになった。

院司は、本来、院庁の構成員を指し、主に院との人格的つながりの深い者がその任にあった。しかし、院政の展開にともない、貴族たちは次々と院司になり、中には名目的に名前を列ねるだけという者も現れたとされている。その中から、実質的な責任者として執事が設けられ、膨れ上がった院司を統括する立場だったという。現在の院政研究ではこれが共通理解といってよく、院司の役割を重視しないにもかかわらず、院との結びつきを示す指標としてややもすれば研究者の都合に合わせて用いられている。本章では、従来あまり結びつけて検討されたことのない、院司と院の関わる行事との関連から論じる。

まず、院の関わる行事において役を果たすのは院司だったことから、そうした行事の増加が院司の増員を促したという側面を発見した。そして、その運営責任者だったのが執事であり、これまで執事との差異が曖昧だった年預は、院庁内部機関の経営責任者として執事を兼任していたことが判明した。行事運営をソフト面（知識・先例）から支えていたのが執事で、年預はハード面（物資調達・費用捻出）の押さえたことになる。こうして遂行された院の関わる行事を媒介として、院政期、院は貴族の院司化を進め院政支配を浸透させていった。片や、貴族の立場に立つと、かかる行事で役を務めると勲賞（臨時的叙位や任官）を受けることができた。定例の叙位・任官以外に得ることのできる勲賞は、自身の出世や家門の上昇に活用され、しばしば超越（下位者が上位者を越えること）を生じさせた。こうしてみると、院の関わる行事を媒介とした貴族の院司化は、実は院と貴族たちの利害が一致した結果起こった現象といえる。そうした行事に参加できる資格として院

司をとらえると、この時期における重要な意義を認めることができる。

その後、後鳥羽院政期の頃には貴族総院司体制と呼べる状況に至り、院司は院政に参画できる資格となっていた。そして、院政下の貴族のトップが就くようになった執事を筆頭に、貴族たちは院司を通して院に編成されていた。それにともない、実務の面はやがて執権が担当することになる。後嵯峨院政期の院の関わる行事をみると、執事——執権——奉行院司という命令系統で運営されていたことが知られ、年預は家政経営専門となって物資の調達を請け負っていた。貴族たちが皆院司だったこの時期、かかる行事はさまざまな役を通した秩序確認の場であり、そうした院政系列の秩序の形成を看取すると、院司はその秩序における一種の身分標識とみることができる。このような変容は、先行研究が指摘する院政の制度化と並行して進んだもので、両者があいまって天皇——太政官政の秩序と並び立つ院政独自の秩序体系が形成された。これこそが中世前期公家社会の二重構造の一方にあたるのである。

こうした院政系列の秩序は、天皇家の分裂状態＝両統迭立を迎えると党派の色合が濃くなり、各々の皇統に属する指標という矮小化した意味になってしまった。のみならず、院が併存することによりかかる秩序は相対化され、天皇——太政官政と並ぶまでに高められた院政が危機的状況に陥ったと評価できる。そして、この流れの延長線上に、天皇親政を選んだ後醍醐の登場を位置付けることが可能になる。

第2章 院宣の基礎的考察——発給過程を中心に——

院政の代表的な発給文書といえば院宣である。先行研究で言い尽くされた感のあるこの素材に、「指示院宣」と「通達院宣」という概念を導入して機能論的検討を加えることで、専制的な院政の意思を伝達した時期（院政期・平安末～鎌倉初）を中心に新たな側面を見出そうと試みる章である。

「指示院宣」は院の意向・命令を案件の担当者に伝える働きをし、院伝奏者（取次の側近）が奉者（院の仰せを受けて実際に執事する者）になって発せられ、これを受けた担当者が当事者に下知を伝えるという次の行為を産み出す。これに対し、「通達院宣」は文字通り院の裁許・決定を当事者に通達する文書であり、命を受けた担当者が奉者として発給する。図示すると「院→伝奏者→A→担当者→B→当事者」となり、Aの段階で発せられるのが「指示院宣」、Bの段階で発給されるのが「通達院宣」である。数量的には「通達院宣」が多いことから、通常の院の意思伝達にはこちらが用いられたが、特に命令・決定を強調したい場合（裁許の逆転など）に「指示院宣」が使用されたと考えられる。こうすることによって、直ぐに院の命を受けた伝奏者が執事した「指示院宣」を通して、院の命令・決定が確かに担当者を経て到来したことを、当事者が目に見える形で確認できるという効果があった。

ところで、鎌倉幕府の創始者・源頼朝に対して出された院宣には、直接頼朝に宛てられるものもそうでないものがあつた。頼朝と後白河院との間の伝達ルートは、「院——藤原定長（伝送者）——吉田経房（関東申次）——頼朝」となっていたことが指摘されている。つまり、定長が経房に宛てた院宣でも、実際は頼朝に対して院の意思を伝える働きをしたものがあつたわけである。これまではこの二種類の院宣があつたといわれるだけで、なぜ二種類あつたかまでは明らかでない。ここに、本章の導入した「指示院宣」「通達院宣」という概念が生きてくる。というのは、院——頼朝間の伝達ルートを見ると、前掲の院宣の発給過程と重なってくるのである。すると、二種類の院宣も「指示院宣」と「通達院宣」に分類できることになり、使い分けの事情も同様にとらえ得る。また、

頼朝関連案件は、他と比較して「指示院宣」の比率が高いことが特徴で、それだけ院にとって自分の意思を確実に強調して伝えたい相手だったことになる。

さらに、吉田経房が取り沙汰される関東申次（朝廷と幕府のパイプ役）の立場も、院宣の発給過程の中で見ると案件担当者としてとらえられる。関東申次は朝幕を結ぶ重要な役職として注目されているが、成立に関しては見解が分かれており、その相違はこの役職の性格にまで及ぶ問題である。が、本章の分析の結果、関東申次はこの時期生まれつつあった公家政権の担当奉行から始まったという事実が判明した。従来、幕府と朝廷の政治交渉からのみ論じられていたきらいがある。貴族が任じられる朝廷側の窓口であるという基本に立ち返れば、院宣という命令伝達手段から導き出したこの結論こそが、むしろ当時の現実に即したものであると考える。

第3章 院政期の神宮奉行について

前章で触れた担当奉行の一例として、伊勢神宮から朝廷に出された訴えを専門に扱う神宮奉行を取り上げ、注目されていない院政期の活動に焦点を当てて論述した。これまで、鎌倉中・後期の公家政権において重要な役割を果たしていたという評価があるが、実はこの役職は院政期に生み出されたもので、そうした政治機構が鎌倉中・後期に改めて制度化されるという、中世前期の公家政権のあり方を提示できた。

そもそも神宮奉行は、堀河天皇下（白河院政期）で臨時的に設けられたのを先蹤とし、二条天皇の時期（後白河院政期）に神宮訴訟処理担当奉行として設置された。構成は、上卿（公卿）・弁（実務貴族）・寄人（官僚）が基本で、鎌倉時代に入り職事（蔵人・天皇の秘書官）が加わった。源頼朝寄りの貴族として有名な九条兼実も神宮上卿になったが、彼は摂政・関白に就任した折にも神宮奉行の改革を行い活発化させた。

対象別担当奉行の一つとして成立したこの役職は、伊勢神宮という、皇祖神を祀り神社の最高位の格付けを有す特殊な相手を受け持つことに第一義があった。そのため、任にあたった者は、否応なくさまざまな禁忌の中で活動しなければならず、日常生活にも多大な影響を及ぼした。神事の神聖さや穢れの観念などが大きな位置を占めていた公家社会にとっては、同じ人事や訴訟といっても伊勢神宮からやってくる案件は特別だったのである。また、神宮の神聖さに抵触する身内の不幸があると辞任しなければならず、故に短期間に何人もの上卿が交代することになった。さらに、次第にこの役職が敬遠されがちになるのも、禁忌に縛られる特殊な任務のせいであった。この問題は、従来、上卿の形骸化という一般論で片付けられてきたが、本章の論述がより現実的な解答となる。

神宮奉行の最大の意義は、伊勢神宮関連案件が禁忌に縛られる性格をもっていたため、専任の担当奉行を設置して事にあたらせ、他の政務処理や行事・儀礼等に支障をきたさないようにする点である。また、後鳥羽院政期に出された建暦の新制（朝廷が発布する公家法）の中の、神宮をはじめとした寺社に対する訴訟手続きの遵守命令が注目に値する。前述のような神宮奉行の整備を背景として、訴訟システムを新制で明文化しているところに画期を見出せる。従来あまり評価を受けていない建暦の新制の見直しを提唱したい。

第2部 王朝社会の秩序体系

第4章 中世前期の治天について——朝覲行幸を手掛かりに——

この章は、天皇が主体となる朝覲行幸を手掛かりに、院が王権によって執り行う行事を手中に収

めていった様子を描いた。そして、院に対する代始め意識の付与とともに、譲位ではなく「治天」への就任という意味が大きくなっていったことを論じた。この就くべき地位としての「治天」という概念設定を初めて行ったところに意義がある。

朝覲行幸とは、天皇が父である院に年始の挨拶に向かうという行事で、本来は、天皇が親に対する孝敬を示す儀礼だった。ところが、平安中期に、摂関藤原氏が天皇の妃にした自家の娘を、上皇と同じ扱いを受ける女院という地位にして、その女院に対して朝覲行幸を行わせた。その結果、女院を通した摂関藤原氏に対しての行幸というベクトルが生まれ、王権の主体が動くことで権力の所在を示すという政治的性格が、朝覲行幸に与えられることとなった。そして、毎年正月、貴族社会全体の中で位置付けられる年始秩序確認儀礼として機能したのだった。

院政期に入ると当然のことながら院がこの儀を掌握したが、専制的院政のさなかにあっても主体はあくまで天皇であり、院が同じ行為を執り行うことはない点に注意したい。つまり、年始秩序確認儀礼の主体としての王権を有していたのは、この時期は天皇のみだった。よって、政治権力としては専制的だった院だが、貴族社会の秩序の面では依然として天皇がその頂点にあったのである。

このようなあり方が変わるのは、母の女院に対する正月の御幸始（天皇の行幸に対し、院は御幸と呼ぶ）が確立した後鳥羽院政期である。それと入れ替わるかのように天皇の朝覲行幸は衰退し、明らかに院の御幸始が年始秩序確認儀礼の機能を奪っている。ということは、こうした儀礼の主体を院が奪取したことになり、ひいては、院が秩序の頂点たらんとした動きとして評価できる。さらに、天皇が行っていた代始め行幸（朝覲行幸・石清水八幡行幸・賀茂行幸）と同じ行為、すなわち、御幸始・石清水八幡行幸・賀茂行幸のセットを始めたことも注目し得る。譲位直後にかような御幸を行ったのは、院にも代始めの意味を付与する狙いがあり、院政開始を宣言するセレモニーだったとみなせる。

以上のように、天皇が行っていた行為を援用するという手法で、院に就任する一連の行動を後鳥羽院が始めた。譲位による自由な立場から恣意的な権力を揮ったという、以前の院の姿とは明らかに異なってくる。これまでの院政研究では、専制君主としての院を「治天の君」と呼んでいるが、史料上「治天」という表現が現れるのは鎌倉中・後期であり、「治天」と称されるべきは制度化された院政のもとでの院ということになる。そこで、専制君主としての院を「治天の君」、制度化された院政における院を「治天」として区別することを提唱する。そして、後鳥羽院が目指した就くべき地位が「治天」であり、「治天の君」から「治天」への転換点が後鳥羽院政だったと評価できることを指摘する。

第5章 院政と昇殿制——院政系列の秩序体系の形成——

前章で打ち出した「治天」が頂点に座る、院政系列の秩序体系の形成を述べるのが第5章となる。その際、平安中期以降、貴族社会の身分秩序の柱となっていた昇殿制を素材として取り上げ、院政の展開が昇殿制にどのように影響を与えたかを軸に論じていく。昇殿制の説明を簡単に加えておくと、天皇の住まいである清涼殿の殿上に昇ることを「昇殿」といい、その資格を得たものを「殿上人」と呼んだ。清涼殿は日常の住まいなので、昇殿を許されることは天皇との人格的結びつきを示すことになる。

従来の昇殿制の議論は天皇の空間である内裏を舞台としていたが、本章では院御所における昇殿制・院殿上人に着目しているため、前者を内昇殿・内殿上人と区別して表現していく。平安中期以

降、天皇との人格的關係に基づいた内昇殿制は、律令制的秩序とは別系統の秩序を形成していた。官位授与と昇殿勅許が別だったのはいうまでもなく、貴族の処罰を見ても律令制的制裁と昇殿資格剥奪が並立していた。また、摂関政治の全盛期には、藤原道長という最高実力者の意向が内殿上人の人選に反映しており、政治的にも重要な意味をもっていたことが知られる。

院政の展開は昇殿制にも影響を与え、内殿上人選定への院の介入が見られるようになり、実質的には院が内昇殿制を掌中に収めていた。これは天皇——太政官機構を自らの影響下に置くという院権力のあり方と符合する。一方、院が抱えていた院殿上人は、院政期にはまだ内昇殿の榮譽にかなわず、あくまで権威・秩序の頂点には天皇がいたという貴族社会を反映している。

ところが、後鳥羽院政発足時に行われた院殿上人清撰を契機に、院昇殿は内昇殿と同格と認識されるようになる。これまで全く着目されていなかったこの院殿上人清撰に光を当てたことが、本章の成果の源である。具体的には、以前は讓位とともに天皇時代の内殿上人がそのまま院殿上人にスライドしていたのを、院政発足にあたり改めて院昇殿を許可するというスタイルに変えた。内昇殿は天皇の代替りにあたって更新されていたので、そうしたあり方を後鳥羽院が院昇殿に導入したことになる。院殿上人清撰はその後定着して、院政の制度的確立とされる後嵯峨院政においても踏襲された。ここに至り内昇殿制と並ぶ秩序体系としての院昇殿制が確立する。

その結果、院との人格的關係に基づいた院殿上人＝主従的構成と、制度化の中で充実していった院司ポスト＝官僚的構成が成立し、この二元的構成からなる院政系列の秩序体系が出来上がったのである。その頂点に座るのが、前章で示した就くべき地位「治天」となる。従来は、鎌倉中・後期においても、院政期の専制君主＝「治天の君」の延長で、天皇家の家長あるいは院政の主導者として論じていた。しかし、院政そのものが制度化という変容を遂げたこの時期、同時に形成された院政系列の秩序の頂点に位置する「治天」というあり方で理解するべきである。そして、先行研究の指摘する中世前期公家政治の二重構造の一翼を担っていたのが、本章の明らかにした院政系列の秩序体系だったのである。

第6章 王朝社会家格秩序をめぐる諸勢力

第6章は、これまで浮き彫りにした中世前期の公家社会において、武家も交えながら諸勢力について概観しようとするものである。その際に、家格秩序を中心に据えて王朝社会の激動を照らしてみた。なお、武家を公家社会に位置付けて論じるということで、王朝社会という表現を用いている。

平治の乱といえば、平清盛と源義朝あるいは藤原信頼と藤原信西といった対立構図で描かれるが、そういった個人的反目のみならず、実は家格秩序をめぐる争いという要素が含まれていた。よって、王朝社会の政治的事件は、家格秩序をめぐる争いという視点からの分析が新たな側面を映し出すことになる。

この乱の最終的な勝利者は平清盛である。平氏は清盛によって王朝社会における覇権を握ることとなったが、家格的に見ると基本的には受領（地方官）クラスだった。しかし、清盛の娘が天皇の妃になり、それが天皇の側近武官である近衛中将・少将の官職を平氏にもたらした。その結果、近衛官職を経て昇進する「羽林家」の家格を獲得し、さらに清盛の子・重盛が近衛大将に任じられ内大臣まで昇り、近衛大将を帯びて大臣に至る「清華家」となった。だが、平氏は武力を家業とする家であり、武家の棟梁という意味でこれを「棟梁家」と設定する。

すると、鎌倉将軍家は平氏の獲得した「棟梁家」の後継と位置付けることができる。頼朝が任じ

られた権大納言・右大将は既に平重盛が帯びていたうえ、頼朝の獲得した諸国軍事警察権もまた重盛が得ていた。頼朝の子息たちの昇進コースを見ると、やはり「羽林家」から「清華家」への上昇を確認できる。さらに、頼朝の娘・大姫を天皇家に嫁がせようとしたこと、実朝が後鳥羽院の外戚・坊門家の娘を室に迎えたことも、天皇家との姻戚関係を確保して近衛官職の保持を図った動きとみなせる。

従来、公家と武家という対立概念で見てきたために、平氏の貴族性や頼朝・実朝の「王朝の侍大将」的側面、あるいは一般の御家人との対比で源氏将軍の貴種性などが論じられている。だが、幕府内の武士たちも王朝官職を求めていたという近年の成果を鑑みるならば、公武という枠を一旦取り払い、王朝社会の秩序を受容した勢力という位置付けで見直してみる価値はある。

そういう目で見ると、王朝官職を求めた御家人たちを、鎌倉将軍を核とした家格上昇勢力とできる。これに対し、後鳥羽院の取り巻きには、院権力を軸に家門の上昇ないし確立を目指す一団がいた。実は、この取り巻きたちが承久の乱における主要メンバーだった。したがって、後鳥羽院対鎌倉幕府という図式で説明されるこの乱は、院を軸とする従来型の家格上昇勢力と、鎌倉将軍を核とする新興勢力の衝突と言い換えることができる。結果は周知のとおり幕府方の勝利に終わり、以後、王朝社会において院政の恣意による側近のあからさまな昇進などは見られなくなり、院政の展開とともに繰り広げられた王朝社会の再編は終わりを告げた。

終章

本論文は、専制的な院政（院政期）から制度化された院政（鎌倉中・後期）への転換を明らかにするものである。その結果、後鳥羽院政が転換点となっていたこと、政治機構の制度化とあわせて院政系列の秩序体系が形成されていたことなどが判明した。後鳥羽院は専制君主として名を馳せているが、そうした面からすると最後の「治天の君」であった。しかし、本論文で明らかにしたように、各方面での院政の転換のはじめの一步は、実はこの後鳥羽院が踏み出している。したがって、彼は最初の「治天」となろうとした院だったといえる。ところが、承久の乱による院政の崩壊でこの流れは停滞を余儀なくされ、鎌倉中期の後嵯峨院の登場を待たねばならなかった。

また、「治天」への転換は、天皇が保持していた王権の一部を、院が奪取することを通して進んだ。それが、院政系列の頂点に座る就くべき地位「治天」の成立へとつながった。そして、天皇—太政官機構側の秩序とともに、中世前期公家社会の二重構造を形成していた。これは、専制的な院政期とは明らかに違った姿の院政である。そこで、この時期の院政を「治天」による「治天制」と呼んで区別し、序章で紹介した「院政—親政」という従来のいい方を、「治天政」でくくることを提唱する。

治天の君による院政から治天による治天政へ、これが中世的院政への転換であった。

論文審査結果の要旨

本論文は、中世前期王朝社会の政治態様を院政の諸制度を中心とし検討し、専制的な院政から制度化された院政への転換を論じた研究であって、その所論は11世紀後半から14世紀前半に及び、

全2部6章から構成される。

序章では、学説史の整理と課題の設定を行ない、院政を支える機構と身分秩序の両面から、中世前期を通じて院政の制度化を追求するとする。

第1部「院政の機構論的研究」では、院庁を構成する院司、院政の命令伝達文書である院宣、院庁以外の個別事項担当制を論ずる。

第1章「院政の諸段階における院司の存在意義」では、院庁を構成する院司を取り上げ、院が貴族の院司化を進めた白河～後白河期、貴族総院司化をきたした後鳥羽～後嵯峨期、天皇家の分裂により院司が党派系列化された兩統迭立期の三段階が認められることを指摘し、執事が院の行事運営を、年預が物資調達を担当する体制から、後鳥羽以降は実務担当者として執事が置かれ、執事——執権——奉行院司という行事執行系統が確立されたことを明らかにする。

第2章「院宣の基礎的考察」では、院の政治的意思表示手段である院宣に、案件担当者に意向を伝える指示院宣と、決定結果を当事者に伝える通達院宣とがあり、特別な決定の場合に指示院宣が発せられて通達院宣と共に当事者に伝達される。これは院政における個別事項担当奉行制の表れであり、鎌倉初期の公武交渉を経て、後鳥羽院政以後には関東申次が定着するとする。

第3章「院政期の神宮奉行について」では、個別事項担当奉行制の実態を論ずる。神宮奉行は白河院政期の臨時設置に始まり後白河院政期に常置となり、上卿・弁・寄人で構成され、後に職事蔵人が加えられた。また後鳥羽院政下の建暦新制において、神宮を始めとする寺社が取るべき訴訟手続きの確認がなされたことが判明するとする。

第2部「王朝社会の秩序体系」では、朝覲行幸行事、院昇殿制という身分秩序編成、家格決定状況等の検討から、王朝社会の態様を考究する。

第4章「中世前期の治天について」では、本来は天皇＝王権が主体であった朝廷行事が、院を主体とするに至る過程を明らかにし、身分秩序の可視的表示である朝廷行事が院によって掌握されることは、院＝治天による王権の掌握であったことを論ずる。朝覲は本来、毎年年初頭に天皇が父である院（「治天の君」である上皇）に対して行なう儀礼であるが、鎌倉時代に入ると天皇の代始め一度の、時期を定めない行事に矮小化する。これに対し院は、年初頭に女院を含めた自己の尊属に対し御幸始を行なうようになり、これが朝覲行幸に代って諸貴族を率いての秩序表示儀礼となる。また朝覲と併せて石清水・賀茂行幸という天皇の代始行事も院が行なうようになる。これらの行事を行なう院は、単なる専制的実権者ではなく、「治天」という制度化された院政の主権者となったのである。学説史上多用されている「治天の君」という概念は、史料上の表現に基づかない曖昧な概念に過ぎない。院政の主権者の立場が「治天」と呼ばれる政治上の地位として史料の上に認められるのは、後嵯峨院政以降のことであり、「治天の君」から「治天」への転換、即ち院政の制度化の大きな画期が後鳥羽院政にあったと論じている。

第5章「院政と昇殿制」では、内裏への内昇殿制に対して、院御所への昇殿制が優越して行く過程を論じ、白河院政期から院が事実上内昇殿の決定権を有したが、後鳥羽院政の下で「院殿上人清撰」が行なわれて以後、院昇殿が「治天」を頂点とする新たな身分秩序の体系となったことを明らかにする。

第6章「王朝社会家格秩序をめぐる諸勢力」では、本来受領級に過ぎなかった平氏が内乱の中で清華家に上昇して「棟梁家」というべき家格を獲得し、源氏将軍家がこれを継ぎ、鎌倉御家人も

家格を求めて王朝秩序体系に参入し、後鳥羽院政に密着しつつ家格上昇を求めていた一部の公家勢力との衝突を生じ、それが承久の乱の一因をなしたと論ずる。

終章では、当初恣意的専制権力として出発した院政が、中世前期を通じて制度化され、鎌倉中期には「就くべき地位」としての「治天」の成立を見るに至ったとの結論を述べる。

専制的院政から制度化された院政へという歴史の過程を「治天政」の成立として把握した点は優れた成果であり、院政の制度化の画期を後鳥羽院政に見る論点と共に、その論述は十分な説得力を有する。

論者は、平安・鎌倉時代の膨大且つ多様な古記録を綿密に分析して研究を進めており、その史料解釈は信頼するに足り、随所に新見解の提示をみるのであって、その研究成果は従来の研究を明らかに進展せしめたものであり、斯界の学問的発展に寄与するところ少なくない。

よって、本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。